

令和7年度 第2回伊那市立中学校部活動の地域展開協議会 次第

日時：令和8年3月13日（金）

午後6時00分～

会場：501・502会議室

1 開会のことば

2 あいさつ

- ・協議会長
- ・教育長

3 協議事項

(1) 令和7年度の総括について

- ・第1回協議会の会議事項について
- ・策定した規約等について
- ・地域クラブ活動設立の状況について

(2) 令和8年度の展望について

①認定地域クラブの認定促進について

- ・大会やコンクール等への参加のイメージについて
- ・学校施設の優先使用について
- ・社会教育施設の使用について

②新たな課題への対応について

- ・認定地域クラブ活動指導者の登録について

(3) 休日の部活動地域展開に係る基本方針（確認）について

(4) 各中学校・各団体等との情報共有や意見交換

- ・各中学校、団体等から
- ・総合的なガイドラインの概要について
- ・その他

4 その他

- ・令和8年度第1回伊那市立中学校部活動の地域展開協議会の開催について

5 諸連絡

6 閉会のことば

## (1) 令和7年度の総括について

### ●令和7年度 第1回伊那市立中学校部活動の地域移行協議会の会議事項

開催日時 令和7年7月17日(木) 午後6時30分から8時まで

会場 伊那市役所 5階 501・502会議室

会議事項

- ・学校訪問報告について
- ・協議会の変更について
- ・今年度のスケジュールについて
- ・「先行して地域クラブを立ち上げる」について
- ・「伊那市地域クラブ指導者リスト設置要綱」について
- ・「伊那市認定地域クラブの認可に関する要綱」について
- ・「長野県スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付要綱」について
- ・中学校部活動顧問と地域文化芸術スポーツ活動代表者との懇談会について
- ・その他

### ●令和7年度に策定した規約等について(概略)

※ 伊那市公式HP→くらし・行政→子育て・教育→学校教育→中学校部活動の地域展開

#### ①伊那市認定地域クラブ活動の認定に関する要項

<目的>

中学生の地域における安心かつ安全で学びを広め深めるスポーツ及び文化芸術活動に係る環境の充実を図る。

<認定要件> (全てがクリアされていること)

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ・中学校部活動が展開した地域クラブ活動 | ・営利を目的としない地域クラブ活動 |
| ・希望者全員を受け入れる        | ・市内の中学生が複数在籍している  |
| ・国、県、市のガイドラインの遵守    | ・要件を満たす規約の作成運用    |
| ・傷害保険への加入           | ・透明性の高い運営         |
| ・クラブ活動における責任はクラブに帰す | ・市内で活動            |
| ・指導者の研修受講           | ・教委の指示した会議への出席    |
| ・市の基本理念の理解          | ・人権を尊重した活動        |
| ・参加者の健康、気候に応じた活動    | ・緊急時の安全対策         |
| ・公序良俗に反しない行為言動      |                   |

<認定による支援内容>

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| ・学校施設の優先使用 | ・指導者及び代表者の研修の受講 |
| ・運営に関する相談  | ・その他、必要な支援      |

<提出書類>

- |      |     |     |           |           |   |
|------|-----|-----|-----------|-----------|---|
| ・申請書 | ・規約 | ・名簿 | ・活動計画、予算書 | ・傷害保険加入状況 | 他 |
|------|-----|-----|-----------|-----------|---|

<認定の取り消し>

認定要件や法令に反した等の場合は、認定を取り消す。

#### ②伊那市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱

<趣旨>

認定地域クラブ活動の設立及び活動の充実に要する費用に対して補助金を交付する。

<補助対象者>

令和7年10月から令和9年3月までに認定地域クラブ活動に認定されているクラブ活動

<補助対象経費>

- ・ 指導者の報酬及び費用弁償に要する費用
- ・ 指導者の及び参加者の事故等を補償する傷害保険加入に要する費用

<補助金の額>

一認定地域クラブ活動当たり、月額18,000円を上限とする。

<補助金交付の取り消し>

団体に偽りや不正があった場合は、交付を取り消す。

### ③伊那市地域クラブ活動指導者登録要綱

<趣旨>

中学校部活動の地域展開の推進に向け、指導者の登録情報を提供するため

<指導者とは>

指導者、協力者

<指導者の要件> (指導者資格の取得は必須要件ではないが、将来は考えていただく)

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ・ スポーツや文化芸出活動への関心、指導意欲 | ・ 18歳以上             |
| ・ 市内のクラブで指導、協力ができる     | ・ 過去に不適切と認められる事項がない |
| ・ 暴力団又はそれと密接な関係にない     | ・ 学校教育法、地方公務員法の規定適用 |

<申込方法>

QRコードから又は申込書にて申し込む。

<指導者登録>

教育委員会は、申込書の内容を確認し、適格性を有すると認めた場合、指導者登録をする。

登録した場合は、登録した旨、登録希望者に連絡する。

<運用>

地域クラブ活動等の求めに応じ、指導者リストの提供を行う。

具体的な指導内容等は、地域クラブ活動関係者と指導者との連絡調整により行う。

<個人情報の取扱い>

個人情報の漏えい防止には、万全を期す。

### ●「中学校部活動の地域展開についての“おたより”です」の発信

令和7年3月～令和8年2月まで、計10号発信した。(内容：HP参照)

### ●現在の状況について

認定された地域クラブ活動について (R8. 2月末日現在)

- UNiTE (女子バレーボール)
- VC. Verde (男子バレーボール)
- イーナ Jr. ソフトボールクラブ (女子ソフトボール)
- GRSC伊那イーストバドミントンクラブ (男女バドミントン)

## ● 地域展開を検討している部活動について

○ 各中学校において、実現可能な地域展開方法を模索している。

- ・ 保護者会が中心に推進している場合
- ・ 指導者（部活動指導員、外部指導者）が中心に推進している場合
- ・ 教員（顧問）が中心に推進している場合

※ いずれの場合でも「保護者会との合意（調整）」は、不可欠となっている。

（R 9. 4からの地域展開に直接関係するのは、現中1生以降）

○ 各中学校の実情、地域（保護者）の願い、指導者の考え方等は、様々である。

＝ 地域展開の方向性は各学校の方針とし、市としては、可能な支援をする方向としたい ＝

<R7.12 現在の各学校の状況（次ページ参照）>

# 令和7年度 部活動の地域展開状況についての調査（まとめ）

(令和7年12月現在)

**【設置状況】** ○：部活動あり △：地域クラブ（大会はクラブで参加） ▲：地域クラブ（大会は学校で参加） □：指導委託

**【展開に向けての現状】** 「地域展開に向けて」 1：展開済み 2：具体的に進行中 3：関係者との調整を検討中 4：進んでいない 5：地域展開は考えていない 6：その他

**【想定しているクラブの種類】** ※ 上段【展開に向けての現状】「地域展開に向けて」の1～4に当たる場合に回答してください。  
 A：学校部活動を中心に展開 B：合同でクラブを組織して展開 C：拠点校（地）を設置して展開 D：現在ある地域のクラブに加入して展開 E：その他

学校名	伊那中						東部中						西箕輪中						春富中						高遠中						長谷中									
	部活動名	設置状況	人数			展開現状	想定クラブ	設置状況	人数			展開現状	想定クラブ	設置状況	人数			展開現状	想定クラブ	設置状況	人数			展開現状	想定クラブ	設置状況	人数			展開現状	想定クラブ									
			1年	2年	計				1年	2年	計				1年	2年	計				1年	2年	計				1年	2年	計			1年	2年	計						
運動系	バスケット	男子	○	6	3	9	4	B	○	1	2	3	4	A	○	4	5	9	4		○	0	7	7	4	A	○	3	4	7	4	B								
		女子	○	6	8	14	1		○	0	4	4	4	A	○	2	5	7	4	D	○	6	3	9	4	A	○	2	4	6	4	A								
	バレー	男子	○	5	2	7	4	A	○	8	9	17	2	A							○	2	5	7	4	A														
		女子		4	3	7			○	9	8	17	2	A	○	15	6	21	3	A	○	7	7	14	4	B														
	テニス	男子	○	5	15	20	3	E	○	7	12	12	3	B							○	9	5	14	3	B							○	1	5	6	3	D		
		女子	○	9	11	20	3	E	○	4	4	8	3	B							○	7	7	14	3	B							○	3	0	3	3	D		
	野球	男子	○	3	11	14	3	B	○	9	15	24	4	A	○	12	8	20	3	A	○	3	3	6	3	B	○	0	5	5	3	D								
	ソフトボール	女子	△	3	4	7	1	D	△			0																												
	陸上	○	4	4	8	4	A	○	18	14	32	4	A								○	6	8	14	4	B														
	サッカー	○	12	2	14	3	B	○	17	12	29	4	A								○	7	5	12	3	B	○	1	8	9	4	B								
	卓球				0			○	12	9	21	2	A											0																
	バドミントン				0			△			0	1												0																
	剣道	○	6	7	13	2	D	△			0	1		□	1	0	1	5			△	1	8	9	2	C	○	0	2	2	1	D								
	柔道				0			△			0	1												0																
	水泳				0			▲			0	6		▲	1	1	2	1			▲	3	1	4																
体操・新体操				0			▲			0	6		▲	1	0	1	1						0																	
スキー・スケート				0						0													0																	
文科系	吹奏楽	○	10	15	25	3	A	○	22	14	36	6	A	○	8	7	15	3	A	○	10	4	14	2	B	○	13	9	22	3	A									
	合唱	○	5	4	9	2	E	○	9	8	17	2	B							○	5	8	13	2	B							○	2	1	3	3	B			
	美術	○	5	6	11	5		○	15	16	31	4	A							○	22	14	36	3	E															
	演劇				0			○	15	5	20	5	D							○	3	6	9	3	A															
	囲碁・将棋				0						0													0																
	科学	○	14	4	18	5		○	10	11	21	5	A										0																	
	技術				0			○			0													0																

**【展開に向けての現状】** 1：展開済み＝8部(12%) 2：具体的に進行中＝9部(14%) 3：関係者と調整を検討中＝21部(32%) 4：進んでいない＝19部(29%) 5：地域展開は考えていない＝5部(8%) 6：その他＝3部(5%)  
 (全65部活動)

## (2) 令和8年度の展望について (R7. 12 文部科学省から P30)

### ① 「伊那市認定地域クラブ活動」の認定の促進について

#### <基本方針>

- ※ 令和9年4月1日から、休日は「地域クラブ活動」での活動を行う。
  - 休日の中学校部活動は、行わない。  
地域クラブ活動がない中学校部活動は、休日の活動は行わない。
  - 平日の中学校部活動は、継続(活動)する。

#### ◆ 令和8年度末(R9. 3)までに、中学校部活動の地域展開を目指す。

- ・ 地域クラブ活動は、伊那市認定地域クラブ活動の認定取得を推奨する。

- ・ そのために必要な情報は、要請に応じて、提供を行う。

部活動運営委員会、保護者会等への出席、情報発信 等

- ☆ 令和9年4月以降の地域展開(認定地域クラブ活動化)も考慮する。

- ☆ 令和9年4月以降、休日に行われる中体連等の大会やコンクールへの参加は、原則として「(認定)地域クラブ活動」で参加する。

- ・ 太大会出場要件が満たせない等の(認定)地域クラブ活動への対応として、平日の中学校部活動が継続している観点から「所属する中学校部活動での参加」も考えられる。

但し、引率者(監督)は、できるだけ部活動指導員や校長が認める外部指導者等とする。

やむを得ず教員が引率する場合は、週休日の振替等を適切に実施すること又は特殊勤務手当での対応とすることとする。

- ・ 地域展開されていない又は休日に活動していない中学校部活動が、休日に行われる大会等に参加する場合は、平日の部活動が継続している観点から、教員等の引率とする。

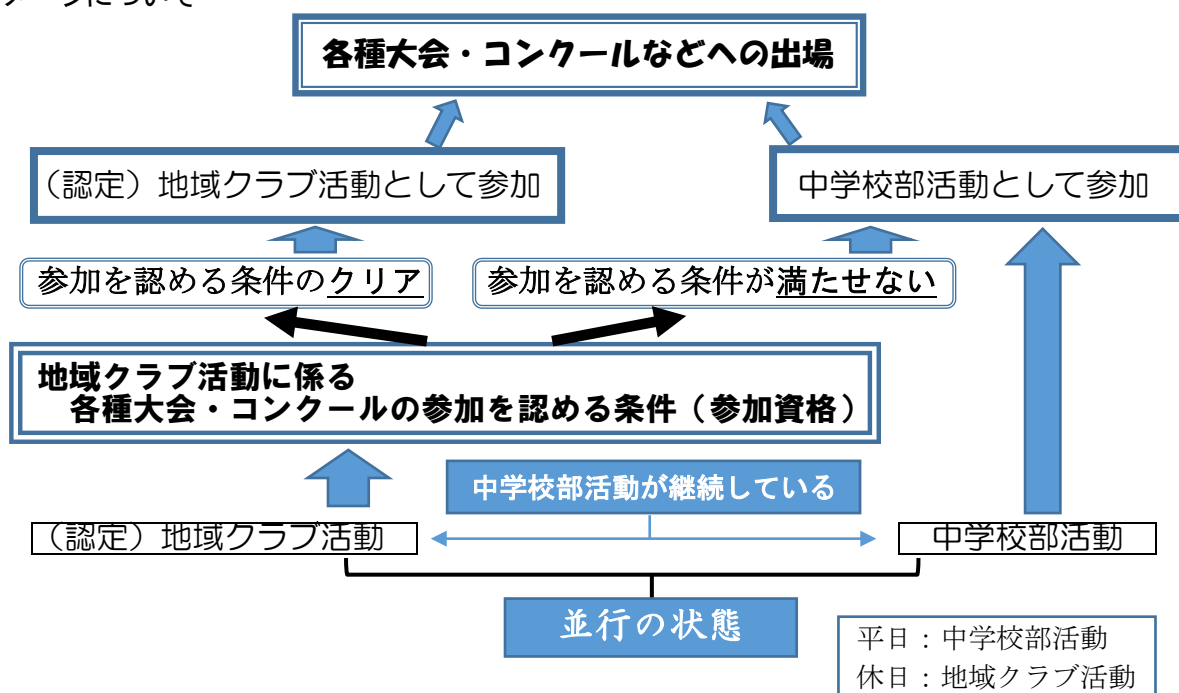
「但書」は、前項と同様とする。

- ☆ 指導者の確保に努める。

- ・ 小学校及び高等学校、特別支援学校の教員、事務職員等への声かけをすすめる。

伊那市指導者リスト作成に当たり、配布するチラシ(R8.2)にて啓発する。

- 学校部活動と(認定)地域クラブ活動が並行している場合の大会・コンクール等への出場のイメージについて



○ 休日の学校施設の優先使用について

- ・ 体育館、校庭等の体育施設及び校舎内の教室等もその範囲とする。  
(地域展開されていない部活動と地域クラブ活動が混在している現状がある)

「部活動を最優先」としながら、認定地域クラブ活動の使用も可とする。

☆ 学校施設使用については、校長の許可を得る。  
○ 校長は、部活動・認定クラブ活動の優先使用を認める。

優先順位  
①部活動 ②認定クラブ活動 ③その他

○ 使用調整・使用状況の把握は、当該校で行う。

土曜日日中と日曜日は、  
学校開放はされていない

認定されていない地域クラブ活動は  
学校施設の優先使用や設備・備品等  
の使用について、制限がある。  
(学校施設開放の条例に準じる)

○ 学校施設の解錠・施錠について

★ 「兼職兼業」の許可を得ている教員は、地域クラブ活動において、  
勤務校施設の解錠（施錠）を「可」とする。

※ 「兼職兼業」の許可を得ている教員がいない地域クラブ活動は、  
平日の学校開放の方法に倣い、各鍵預かり施設より、鍵を借用（返却）する。  
○ その他の施設・設備等の解錠（施錠）については、校長の判断による。

○ 社会教育（体育）施設の使用について（別紙参照＝原案）

- ・ 必要に応じて、各施設の規則等に応じて使用する。
- ・ （認定）地域クラブ活動の使用は、優先されない。空いていれば使用できる。  
どうしても使用したい場合は、調整会議等に参加し、調整を図る。
- ・ 伊那市総合型地域スポーツクラブ加入も考慮したい。0

② 新たな課題への対応について

(1) 「認定地域クラブ活動指導者登録」について

- 文部科学省（地域クラブ活動に関する認定制度の概要）の発表（R7. 12）  
認定要件「④ 適切な指導の実施体制が確保されていること」

「研修」受講の必要性

研修内容) 総論・制度、基本姿勢・服務規律、生徒への指導、  
安全管理・事故対応、保護者や学校との連携 他

「認定地域クラブ活動指導者登録」制度の構築が必要

※ 「『認定地域クラブ活動指導者』は、研修を受けた適切な指導ができる者」が登録  
「認定された指導者」として登録

○ 伊那市の対応

- ・ 当面「伊那市地域クラブ活動指導者登録」（R7 更新した事業）制度をもって、これに代える。
- ・ 指導者に係る研修については、長野県教育委員会や伊那市スポーツ課及び伊那市総合型地域スポーツクラブ等が提案する研修等を中心に構成する。  
指導者の受講状況については、出席者名簿等を整備し、指導者登録をした方々の研修受講履歴として蓄積する方向を考慮する。
- ・ 市内各小中学校や社会教育団体等が主催して行われる、公開できる講演会（講習会）等も紹介し、幅広い研修の機会としたい。

(2) その他の新たな課題への対応

= 今後の状況の変化や考え方の進展等に鑑み、具体的な対応を検討する =

## 休日における地域クラブ活動の施設使用料等について（案）

（ここでいう地域クラブ活動とは、中学生が主たる構成員のクラブ活動のことをいう）

※ GRSCとは、「伊那市総合型地域スポーツクラブ」の略称

GRSCには、文化芸術系の地域クラブ活動も登録できる。

施設名	活動別 学校部活動 で使用	認定地域クラブ活動		認定地域クラブ活動ではない	
		GRSC登録	GRSC未登録	GRSC登録	GRSC未登録
市体育施設使用料	減免100%	1/2補助	全額負担	1/2補助	全額負担
照明施設使用料・ 設備使用料・冷暖房費	減免100%	1/2補助	全額負担	1/2補助	全額負担
市公民館使用料	減免100%	減免100%		減免100%	全額負担
冷暖房費	減免100%	全額負担		全額負担	
市生涯学習センター使用料	免除全額	1/2負担		全額負担	
冷暖房費	免除全額	1/2負担		全額負担	
市防災コミュニティセンター 使用料	減免額全額	1/2負担		1/2負担	全額負担
冷暖房費	減免額全額	1/2負担		1/2負担	全額負担
市立学校施設使用料	減免100%	減免100%		減免100%	
照明施設使用料	減免100%	減免100%		全額負担	

※ この件については、令和9年4月1日より施行する。

### (3) 中学校部活動の休日における地域展開等に係る伊那市の基本方針（確認）

#### ☆ 実情と基本的な考え方

- 1 6年後には、184名減（1,718名→1,534名<89.3%＝約10.7%減>）が予想される。

No	中学校名	人数 R7 → R13	増 減	R13のR7年度比	増減比
1	伊那中学校	347 → 336	-11	96.8%	-3.2%
2	東部中学校	665 → 614	-51	92.3%	-7.7%
3	西箕輪中学校	189 → 134	-55	70.9%	-29.1%
4	春富中学校	361 → 316	-45	87.5%	-12.5%
5	高遠中学校	125 → 99	-26	79.2%	-20.8%
6	長谷中学校	31 → 35	+4	112.9%	+12.9%
	<b>全 体</b>	<b>1,718 → 1,534</b>	<b>-184</b>	<b>89.3%</b>	<b>-10.7%</b>

※ 部活動への加入率 R7：72.2%（運45.4、文26.8） R6：78.4%（52.5、25.9）

- 2-1 生徒数に応じた休日活動する地域クラブ活動をつくる。

※ 但し、地域クラブ活動は必要に応じてつくることを原則とする。

- 2-2 全市又は市を2分・3分した地域クラブ活動（合同クラブ・拠点クラブ）も想定する。

- (1) 特に1チーム（団）が大人数になる場合は、関係者の協議により検討する。
- (2) (1)によらない場合でも、生徒や保護者の願い、地域の実情により検討する。
- (3) 活動場所や時間等については、配慮が必要である。



#### ☆ 令和8年度末までに、休日の部活動の地域展開を目指す。

**令和9年度以降の部活動は、平日の5日間のうち4日間程度の実施を原則とする。**

※ 休日の部活動は、必要により地域展開（地域クラブ活動の創設等）する。

※ 地域クラブ活動は、生徒の希望によりどこのクラブにでも参加は可能とする。

※ 地域クラブ活動への参加は、生徒の意思を尊重する。

#### I 地域クラブ活動に係る基本的な方針

- 1 現在行われている中学校部活動を基本にした地域クラブ活動は、顧問（教員）・保護者・部活動指導員・地域指導者等が協議し、校長の判断を経てつくる。
  - (1) 現在の中学校部活動を基盤に地域クラブ活動をつくる場合を想定
  - (2) 複数校が合同で活動する地域クラブ活動をつくる場合を想定
  - (3) 市内で拠点地（学校など）をつくり、地域クラブ活動をつくる場合を想定
- 2 既存の地域のクラブに加入して活動するクラブは、関係者の協議によりつくる。
- 3 新たなクラブを創設し活動するクラブは、関係者の協議によりつくる。

#### II 地域クラブ活動づくり支援及びその運営支援に係る基本的な方針

- 1 地域クラブ活動に係るガイドラインを示す。
- 2 地域クラブ活動をつくる上で必要な要件を示し、クラブのつくり方の例を示す。
- 3 保護者負担の軽減に係る支援制度を検討する。
- 4 現部活動とほぼ同様の活動ができる制度を検討する。
- 5 指導者の確保に係る指導者リストの作成を検討する。
- 6 指導者等の資格取得促進に係る制度を検討する。
- 7 指導者等の資質向上に係る研修システムを検討する。
- 8 学校設備等の改善を検討する。

### Ⅲ ガイドラインに示された休養日や活動時間に係る考え方

#### <スポーツ庁>

- 部活動に準じた活動時間・休養日の設定が必要
- 週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり
- かつ、週当たり2日以上休養日が設けられれば
- 例えば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ
- 土日に連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能

#### <県教委>

- 1日の活動時間は
- 長くても平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、原則として3時間程度とし
- できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。
- 週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。
- 新たな地域クラブ活動については、土日や祝日のみ活動するケースが考えられるため、
- 休養日や活動時間の規準を原則とし、
- 例えば、1日の活動時間を遵守しながら、
- 平日・休日にこだわらず1週間で2日間の休養日进行けるなどの柔軟な対応を想定します。

- 1週間の活動時間が11時間程度の範囲内に収まり
- 週当たり2日以上休養日を設定し
- 活動時間（平日：2時間、休日：3時間）を遵守すれば、

#### <伊那市の方針>

適切な「平日の休養日」や「シーズンオフ期間」等の設定を前提に、

- 週あたりの活動時間は、平日・休日を含め、11時間程度を原則にしつつ
- 週2日以上休養日进行け、週の活動日を3日以内に抑えつつ、土日連続して活動を行うなど、柔軟な対応をとることも可能とする。

### Ⅳ 保護者負担の軽減等に係る支援の方向（「伊那市認定地域クラブ活動」であることが前提）

- 1 現状の規程等による支援について
  - (1) 伊那市立学校体育施設開放に関する条例及び施行規則 等
  - (2) 各種行事参加児童生徒輸送費補助金交付基準 等
- 2 施設・器具用具・大型楽器等の使用及び貸与について
  - (1) 学校の体育館や校庭等に設置されている施設・器具用具や備え付けの備品等については、今まで同様使用することができる。  
バスケットボール・サッカー等のゴール、各支柱、ネット、ボード 等
  - (2) 大型楽器等、市が整備した備品は、今まで同様使用することができる。
  - (3) 備品等の破損等は、状況に応じて伊那市が補修する。消耗品の破損等は、状況に応じて（認定）地域クラブ活動を行う団体等に修繕を求める。
- 3 必要に応じた条例や基準の見直し及び改定、解釈の周知について
  - (1) 現行の大会やコンクール等の開催方針や方法の変更に係る対応
  - (2) 主催者等の変更や新たな大会やコンクール等の参加に係る対応 他
- 4 新たな課題や支援策の検討  
＝ 今後の状況の変化に鑑み、具体的な対応を検討する ＝

## V 重複して地域クラブ活動で活動する生徒への対応

### <県教委>

- 学校部活動と新たな地域クラブ活動の両方で活動するケースや
- 複数の地域クラブ活動で活動するケースも考えられるため
- 部活動顧問や新たな地域クラブ活動の指導者は、生徒の意思を確認するとともに
- 指導者間で連携するなどして生徒の活動時間や内容を把握し
- 心身への負担が過度にかからないよう配慮した活動にします。

○ この生徒は、重複した地域クラブ活動の競技会などの大会に参加できる。

○ この生徒が在籍する地域クラブ活動では、指導者間（地域クラブ活動指動者と学校教員）で連携して参加生徒の意思を確認することにより、心身への過度な負担がないよう配慮する。

部活動と認定地域クラブ活動について、今までと変わること・変わらないこと（例）

☆ 原点：地域クラブ活動は、中学校部活動とは異なる

1 月謝

○ 今まで

- ・ 指導者謝金：無料
- ・ 必要経費（消耗品など）のみ集金

→

○ これから

- ・ 指導者謝金を支払う
- ・ 消耗品など学校所有のものについては、相談が必要

2 会議などの会場

○ 今まで

- ・ 各中学校
- ・ 無料

→

○ これから

- ・ 公民館や市体育館附属会議室などの社会教育施設
- ・ 有料（認定地域クラブ活動の場合は、減免措置）

3 印刷費・通信費

○ 今まで

- ・ 殆ど無料
- ・ 学校で印刷
- ・ 学校の電話

→

○ これから

- ・ 有料
- ・ 印刷業者、コンビニなど学校以外の方法で印刷
- ・ 電話、郵送なども地域クラブ活動対応

4 傷害補償

○ 今まで

- ・ 学校（市教委）
- ・ 養護教諭対応

→

○ これから

- ・ 個人加入している傷害保険で対応
- ・ 個人（含：保護者・指導者）対応

5 小破修理

○ 今まで

- ・ 公費修理（原則）

→

○ これから

- ・ 公費修理（原則）
- ・ 状況により判断

↑ 変わること

↑ 変わること

↓ 変わらないこと

6 輸送などの補助

○ 今まで

- ・ 規定により対応

→

○ これから

- ・ 今まで同様の補助
- ・ 規定により対応

7 学校にある大型備品などの使用

○ 今まで

- ・ 市の備品などを使用

→

○ これから

- ・ 今まで同様の使用

8 休日の学校施設使用の管理

○ 今まで

- ・ 校長の責任で管理

→

○ これから

- ・ 今までと同様、関係規定により管理
- ・ 認定地域クラブ活動に関する規定により管理

↓ 変わらないこと

# 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

## 改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

### 【中間評価】

## 改革期間

令和5年度～7年度  
「改革推進期間」



令和8年度～10年度  
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度  
「改革実行期間」（後期）

## 取組方針

休日

**改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す**  
※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**  
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

平日

**各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進**（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

## 認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

**【呼称】**「認定地域クラブ活動」 **【想定される認定の効果】** 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等  
**【主な要件】** 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導體制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

## 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)  
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映・参画促進等

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

## 部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

## 大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

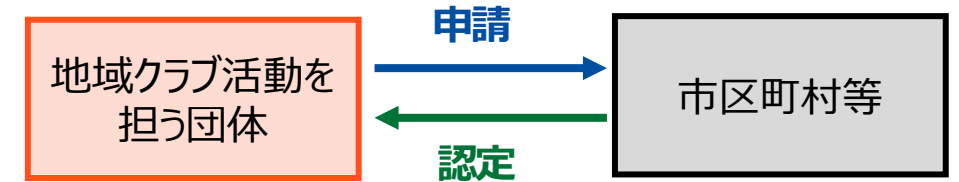
## 関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）  
教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

# 地域クラブ活動に関する認定制度の概要

## 認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定  
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものと同みなす
- ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

## 認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

## 想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加